

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 抽選券付販売の景品

**Q** : 私は、個人で雑貨の小売業を営んでいます。年末の大売出しに際して、商品を購入してくれた人に抽選券を配布し、当選者に対して景品を出すことにしました。

ところで、この景品に係る費用全額を、支出した年の必要経費にできますか。

**A** : 当選者から抽選券の引換えの請求があった日の属する年分の必要経費になります。

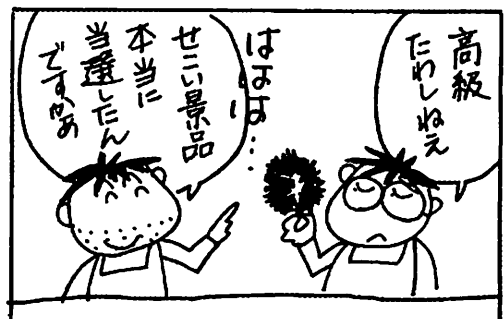
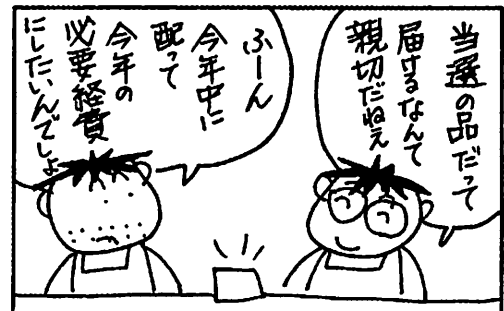
### 【解説】

お客さんに賞金品の抽選券や旅行、観劇等の抽選券を渡した場合の費用については、当選者から抽選券の引換えの請求があった日又は旅行等を実施した日の属する年分の必要経費に算入することとされています。

これは、景品等を購入し抽選券を交付しただけでは、当選者が実際に引換請求等を行うかどうか分からないため、現実に引換請求等が行われた場合に、債務が確定したとして必要経費に算入するものです。

ただし、当選者からの請求を待たないで、金銭又は景品を送付することとしている場合には、抽選の日の属する年分の必要経費に算入することができます。

したがって、ご質問の場合、景品に係る費用については、実際に当選者からの景品の引換請求が行われた日の属する年分の必要経費となります。なお、景品を当選者に送付することとしている場合には、抽選の日の属する年分の必要経費に算入することもできます。



今年もリーダスクラブニュースをご愛読下さいましてありがとうございます。  
来年は1月5日号よりお送りいたします。来年もよろしく申し上げます。皆様よいお年を。